

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）用エンジンの潤滑油入口圧力スイッチ検出配管の接続部及び燃料ポンプ入口弁接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	主復水器（C）の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（11本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
3	2号機	非常用ガス処理系（B）の排気ファン用フィルタ出入口差圧計の点検において、指示値不良が認められたため、当該差圧計を交換	D	
4	2号機	主タービン第3軸受振動検出器用機内配線の点検において、当該配線接続部に絶縁不良が認められたため、当該接続部の部品を交換	D	
5	2号機	残留熱除去系熱交換器（B）のドレン弁駆動部の点検において、制御空気圧力調整用小型圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
6	2号機	復水脱塩装置の点検において、イオン交換樹脂通葉再生システム用自動制御器の電源ユニットに動作不良が認められたため、当該電源ユニット一式を交換	D	
7	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）の最少流量調整弁駆動部の点検において、当該弁の制御ケーブル用フレキシブル電線管接続部の外れが認められたため、当該電線管を交換	D	
8	2号機	電気油圧式主タービン制御装置の高圧制御油タンク用レベル記録計にペンの横行動作制御不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
9	2号機	低圧タービン第16段抽気配管に関する溶接事業者検査の記録確認において、非破壊検査を実施した検査員の資格を確認するための「非破壊検査員リスト」の記載内容（資格名称、認証番号等）に不備が認められたため、対応検討	C	
10	2号機	低圧タービン第16段抽気配管に関する溶接事業者検査の記録確認において、当該配管の継手を溶接した溶接士の資格を確認するための「溶接士有資格者リスト」の記載内容（資格名称、認証番号等）に不備があり、且つ当社の承認を得ないまま溶接を実施したことが認められたため、対応検討	C	
11	3号機	取水設備バースクリーン（A～F）に海生物（海藻等）の詰まりが認められたため、当該スクリーンを清掃	D	
12	3号機	復水脱塩装置の脱塩塔出入口導電率記録計に、印字用インクリボン位置の異常を示すエラーメッセージが表示されたため、当該記録計を点検・調整	D	
13	3号機	残留熱除去海水系ポンプ（D）の出口圧力指示計用圧力検出配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
14	4号機	中央操作室換気空調系空調機の駆動用電動機のプーリー側の振動が通常より激しく、異音の発生も認められたため、当該空調機を点検・修理	C	
15	5号機	所内ボイラ用重油移送ポンプ（C）の起動操作後、約1秒後に当該ポンプが過負荷により自動停止したため、当該ポンプを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	給水加熱器ベント配管に関する溶接事業者検査の記録確認において、溶接対象配管の素材検査記録に材料番号及び製造メーカー名の誤記が認められたため、対応検討	C	
17	6号機	給水加熱器ベント配管に関する溶接事業者検査の記録確認において、非破壊検査を実施した検査員の資格を確認するための「非破壊検査員一覧表」が当社の承認を得ていない状態で、当該非破壊検査を実施したことが認められたため、対応検討	C	
18	6号機	復水流量再循環調整弁の出口側弁用グランドシール水供給配管の溶接部に水のリーク（1滴／5秒程度の滴下、汚染無し）が認められたため、当該配管を交換	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで